

高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準の改正に関する検討会及び小規模店舗WG

第4回 議事要旨

■日時：2020（令和2）年12月25日（金）15:00～17:00

■場所：TKP ガーデンシティ PREMIUM 神保町プレミアムボールルーム+Web会議

■議事：

1. 開会
2. 議事

【東洋大学 高橋座長】

- 本日は4つの議事があります。最初に（1）建築設計標準改正の考え方、（2）重度の障害・介助者等への対応について、まず資料を説明して頂き、意見交換をさせて頂きたいと思います。それでは（1）（2）の説明を事務局よりお願いします。

（1）建築設計標準改正の考え方【前回検討会の再掲】－資料2

（2）重度の障害、介助者等への対応について－資料3

事務局（国土交通省住宅局建築指導課 飯田補佐）より説明

- ・資料2については、検討スケジュール、本検討会における建築設計標準への反映方法、改正内容の反映方法について概要説明。
- ・資料3については、①現状の課題整理と検討の方向性（案）、②【前回検討会資料の修正】改正内容（たたき台）③【新規追加】改正内容（たたき台）について概要説明。

【東洋大学 高橋座長】

- ご説明頂きました資料2と3につきまして、質疑応答させて頂きます。なお、発言する際には挙手等を頂きまして、こちらから指名をしますので、順番に御発言をお願いいたします。会場の方はマイクを使って御発言ください。ウェブ参加の方々はZoom機能にて挙手をお願いします。発言時以外はマイクがミュートですので、指名されて発言する際にはマイクをオンにし、所属と名前をおっしゃって頂いてから、御発言をお願いします。

【DPI 日本会議 佐藤（聡）委員】

- 資料3の9ページについて、機能分散には賛成ですが、右側の図だと、オストメイトがバリアフリートイレからなくなっています。車椅子ユーザーの中には、人工肛門にされてオストメイトが必要な人がいます。そういう人たちが使えなくなってしまうので、バリアフリートイレにオストメイトは置いてもらい、さらに一般の男女のトイレにそれぞれオストメイトを用意する複数の配置にしたいと思います。そうしないと、車椅子ユーザーでオストメイトが必要な人が使えるトイレがなくなってしまうと考えます。
- 2点目は、同9ページの下のところ乳幼児連れ用のトイレというのがあります。ここも手動車椅子程度は入れるようにしたいと思います。駅などでは簡易多機能トイレという名前で男女のトイレにそれぞれ広い便房があります。手動車椅子程度だったら入れるもので、それがあってのことによって、バリアフリートイレが使われているときでも、男女トイレの奥のほうにある簡易多機能トイレを利用することができるというふうに集中を分散することもできます。ぜひ乳幼児連れトイレ

は手動車椅子程度が使えるようなものにして頂きたいと思います。

- 最後は名称について、バリアフリートイレで異議はないのですが、国際的には「アクセシブルトイレ」という言い方が普及していますので、そちらのほうがよいのではないかと思います。

【日本視覚障害者団体連合 橋井委員】

- 資料3について、多機能トイレが機能別になることは私も賛成します。よく私たちの中で話題になるのが、視覚障害者はどのトイレが空いているのかわからないということです。また、多機能の場合、視覚障害者にも分かるように案内をして頂きたい。
- もう1点は、17ページにある緊急の呼び出しボタンについて、触っただけでは分かりづらい。そのため凹凸を付けるなど、何か表面に視覚障害者が触ったときに分かるような造作があるとよいと思います。

【全日本ろうあ連盟 唯藤委員】

- これまで多機能トイレという名前が付いていました。車椅子の友達から、近くの公園のホームレスの人が駅の多機能トイレを使っている、シャワーも使っているという不満を聞いたことがあります。誰でも使えるということではなくて、きちんと区別として分かるようする方法があるとよいと思います。
- 2点目は、「望ましい」という言葉について、私のイメージでは、「望ましい」とは、やらなくてもよい、あればよいというぐらいのイメージになるのですが、もう少し強い言葉、強い言い方に変えるべきではないかと思います。

【東洋大学 高橋座長】

- DPIの佐藤（聡）委員より、機能分散はいいけれども、車椅子使用者でオストメイトの方が使えないことがあるのではないかとということ。そしてさらに、男女別のそれぞれのトイレにオストメイトを整備すべきではないかという御意見。2つ目が、乳幼児用のトイレにも手動車椅子レベルは入れたほうがいいのか。そして、バリアフリートイレの名称について、前回も御発言を頂いておりますが、「アクセシブルトイレ」がよいのではないかとのご意見でした。
- 橋井委員からは、多機能トイレがどこにあるか分からない、そこへの指示をどうするか。それから2つ目が、ボタンの絵がレストルーム工業会から提示されているが、視覚障害のある方にも分かるように配慮してほしい。
- 唯藤委員からは、駅の多機能トイレの使い方についての御指摘がありました。そして、「望ましい」について、若干曖昧なところもあるので、もう少し強い言葉に整理できないだろうかという御意見がありました。
- 事務局から何かあれば発言をお願いします。

【事務局（国土交通省）】

- DPIの佐藤（聡）委員の御指摘について、多機能トイレから分離したオストメイトのトイレや乳幼児のトイレなどは、事業者の目的により任意で個別機能を組み合わせた設計事例を設計ガイドラインの事例集で示していくことを考えています。あるいは、資料3の15ページの絵のように、いくつかモデル例として全体の便所の例を示していくことも考えています。設計事例や便所全体のモデル例を示しながら、機能分散のメッセージを打ち出す工夫をしていきたいと考えています。
- 日視連の橋井委員からの御指摘について、以前、日視連の事務所にお伺いさせて頂きました際、ご紹介頂いた、音声誘導あるいは音声でボタンの位置について案内している事例を掲載させて頂こうと考えています。また、多機能トイレの位置について、入り口に表示している事例も掲載していき

たいと考えております。

- ろうあ連盟の唯藤委員からの御指摘について、多機能トイレの適正利用の推進のポスター（総合政策局所管）を1つの手段として考えているところです。本設計ガイドラインには、そういったものがあることをURLで飛ぶような形で推奨していきたいと考えております。また、「望ましい」整備につきましては、座長とも今後何を望ましい整備とするかについて、細かく設計ガイドライン本文のほうで詰めていきたいと考えています。

【東洋大学 高橋座長】

- 設計標準として車椅子使用者用便房にオストメイトを標準とするかについては、少しバックデータをそろえる必要もあるのではないかと考えております。時間のある限りいろいろと相談をさせて頂ければと思いますので、よろしく申し上げます。

【東京大学 松田委員】

- 資料3の14ページの便所・洗面所に係る改正の大型ベッドの寸法について、今まで小さかったベッドを大きくするということが、改正の意図ととらえております。大型ベッド2の図について、これまで160センチ程度と記載されていたものが150～180センチと記載されており、最低基準を取れば低いほうの数値に誘導してしまうことを危惧します。上限を上げるのはよいが、低いほうの数値を160から150センチにするのはあまり適切ではないと思いますが、いかがでしょうか。

【日本建材・住宅設備産業協会 加藤委員（代理安達）】

- トイレ内接スペースを直径180センチに拡大変更することについて、御検討を頂きましてありがとうございました。2,000㎡未満も含めた全ての建築物で直径180センチとすることを提案します。これにより、広いトイレスペースが設計されて課題解決につながるのではないかと考えます。
- 資料3のP7別紙（A3縦）右側の改正内容の8行目辺りについて、「便房の標準内法寸法は200センチ以上を基本とする、ライニング等は内法寸法に含めないものとする」に関して、前回も御提案したとおり、判断に迷いが発生する可能性があるため、全ての条件で180センチメートルとすれば不要と考えます。ただし、床面積が限られる2,000平米未満の建築物の設計を考慮した記述であるならば、車椅子や介助者の動作寸法を妨げないライニング一体型の設備もございましたので、ライニングがない場合の便房と同等の有効スペースが確保できているものについてはこの限りではないという付記を、別紙の一番下の③、ライニング等で内法寸法に含めないものの最後に追記頂くことで、小規模建築物での使いやすい車椅子使用者便房の設計に利するものと考えます。
- この件は、事業主、実際に設計に携わる自治体、設計者団体の委員の皆様の御意見も頂きつつ、よりよいガイドラインになればと思い提案させて頂きました。

【事務局（国土交通省）】

- 大型ベッドを150～180センチにしている理由について、現状大手2社の大型ベッドは150センチという既成の寸法があること、ベッド1は150～、ベッド2は160～と数値が異なっていたことから、150～としています。一方で、180センチについては、（もっと大きい190センチの既製品もあるのですが）、重度の障害の団体より180センチぐらいの大きいものが望ましいという意見も受けており、既製品の150センチから望ましい整備の180センチまでのものを許容するような表現にしております。

【東京大学 松田委員】

- 分かりました。ありがとうございます。

【事務局（国土交通省）】

- ライニングについては、設計者が迷うところですので、資料3のP7別紙（A3縦）③として、ライニング等で内法寸法に含まないものを記載するとともに、一辺の長さの半分を超える場合の固定しているところは内法寸法に含めないことを記載しています。床上から天井まで使える空間として、ライニングが空間をある意味妨げているところもあるため、床上から使える空間を明確に示す意味で、ライニングを含まない空間という記載をしています。メーカーや建産協と個別に議論していきたいと考えます。

【東洋大学 高橋座長】

- 松田委員より、ベッドの広さ、寸法について御指摘がありました。確かに150～180センチだと少し幅がありますので、これについては少しメーカーの方々も含めて再度事務局で整理をして頂ければと思います。
- 安達委員代理より、2,000㎡未満も180φにできないかのご提案がありましたが、現行が150φであり、地方公共団体等の施策にも影響する部分についても配慮をしながら検討したいと思えます。
- ライニングがある場合、ない場合について、図あるいは写真等で事例を紹介できればよいと思いますので、事務局とも相談させていただきます。

(3) 小規模店舗のバリアフリー化について ー資料4

資料4 小規模店舗のバリアフリー化について

- 資料4については、事務局（国土交通省住宅局建築指導課 飯田補佐）より、①現状の課題整理と検討の方向性（案）、②改正内容について（案）、事業者向けの概要パンフレット（小規模店舗設計標準抜粋版イメージ）について概要説明。

【東洋大学 高橋座長】

- 資料4の小規模店舗のバリアフリー化につきまして、基本的には設計標準をベースにしております。規模に関わりなく必要なものがあることが前提になっています。通路については政令改正も含めた対応をしているところです。
- ソフト面について、障害者差別解消法の合理的配慮の改正等も別途検討されているところです。そういうことも含めた先取りをしていく必要があると考えております。
- 短い時間ですが、これから質疑応答させていただきます。

【日本視覚障害者団体連合 橋井委員】

- 資料4の27ページ、階段の手すりの手すりの点字表記の図について、点字の貼り間違えがないよう具体的な写真を追加頂きたい。

【東洋大学 高橋座長】

- 手すり等に具体的な写真の事例も挙げてほしいとのご意見でした。設計標準のほうで写真を掲載させて頂くことになると思います。ご意見ありがとうございます。

【全日本ろうあ連盟 唯藤委員】

- 資料4の48ページ、銀行のATMについて、窓口に人がいないATMでカードを入れた後故障して、カードが返ってこなく大変困った経験があります。横の道路に出て、歩いている人をつかまえ

て、代わりに電話をしてもらったということもあります。今は聞こえない人への対応のATMがありません。是非検討して頂いて、聞こえない人も利用できるような、故障した場合も利用できるような方法を考えて頂きたいと思います。

- 同じように、地方の高速道路の無人の出口で、他の方は出るときにお金を投げ入れていますが、聴覚障害者の場合は障害者手帳の割引がありますので、どのようにすればよいかわかりませんでした。気づくと後ろが大変渋滞していて、早くしろと怒られたことがありました。このようにいろいろと似たような困った例がありますので、是非そちらのほうも検討して頂きたいと思います。

【東洋大学 高橋座長】

- ATMの窓口でトラブルがあったとき、非常時の対応できないことについて検討して頂きたいというご意見でした。また、高速道路の出入口での手帳の提示等のご指摘については、関係各部局に連絡を取りたいと思います。

【日本建材・住宅設備産業協会 加藤委員（代理安達）】

- 資料4の31ページ、A7の便所・洗面所について、一番下のほうに「2m×2m（ライニング等を含めない）」との記載がありますが、小規模な建築物であればあるほど設計が難しくなってくると考えます。例えば、水回りで必要な給水や給湯の配管、電気温水器などがむき出しになっているところに対して、人がぶつからないように、設備が壊れないように配慮してカバーをしているものはライニングとしてNGになり、むき出しになっているものが問題ないように捉えられてしまわないようにしてほしいと考えます。そのため、必要最低限の給水給湯の設備機器が付いているときのライニングがない場合の便所と同等の有効スペースが確保できているものについては、その限りではないということを入れて頂きたい。先ほど発言した趣旨はこのような意図で、小規模建築物であればなおさらではないかと考え、再び発言させて頂きました。御検討よろしく申し上げます。

【日本パラリンピアンズ協会 岩崎委員】

- 資料4の20ページAの店舗へのアクセスにある、いわゆるグレーチングと言われるものについての意見です。こういった小規模の店舗にはかなり多数の方が利用されると思いますが、グレーチングの目地の幅が広いと、車椅子のキャスターがはまってしまったり、ハイヒールのかかとの部分がはまったり、杖がはまってしまうことがあります。グレーチングの目地のピッチについても表記があるとよいと考えます。

【東洋大学 菅原委員】

- 資料4の67ページ、一番最後のパンフレットについて、仮のタイトルとして「人にやさしいお店をつくろう」とありますが、このような抽象的な表現ではなくて、ちゃんと目的を表すように、例えば「誰もが利用できるお店をつくろう」という表現がよいのではないかと考えます。また、一番左下、「従業員のみなさんの気配り」のようなやんわりとした表現ではなくて、もっと気づくべきこととして、「従業員の皆さんの気づき」といった表現がよいのではないかと考えます。
- 御説明では本日の議論の対象ではなく、今後の議論とのことでしたので、御回答は不要ですが、検討下さい。

【東洋大学 高橋座長】

- 事務局から何かあればお願いします。

【事務局（国土交通省）】

- 橋井委員からの御指摘については、事例を探して写真を掲載するように考えております。
- 唯藤委員からの御指摘については、後ほど金融庁から御回答をお願いしたいと考えております。ま

た、高速道路に対するご指摘については、道路局と共有させて頂こうと考えております。

- 安達委員代理からのライニングは含まないというご指摘については、細かい内容でございますので、別途御相談させて頂きたいと考えております。
- 岩崎委員からのグレーチングの目地の御指摘については、細目で横ざんのものがタイヤがはまらないなどありますので、今の記載ぶりを確認した上で、座長とも相談の上、適切に対応していきたいと考えております。

【オブザーバー金融庁】

- 聴覚障害者の方々のATM利用時に故障があった際の、金融機関への連絡手段を整備するという御要望につきましては、金融庁で実施しております障害者団体と金融機関団体との意見交換会の際にも御要望を頂いており、承知しています。金融庁としましては、引き続き、当庁が実施する金融機関に対する障害者等に配慮した取組のアンケート調査の項目に、ATM障害発生時の電話以外の連絡手段の措置状況を含めるなどして、金融機関に個別の対応を促していきたいと考えております。

【全国銀行協会 辻委員】

- 唯藤委員の御指摘については、本ワーキンググループにおける議論の状況を全銀協のしかるべき検討部会に報告するとともに、全日本ろうあ連盟さんから改めて本件要望を頂戴した旨も報告させて頂く予定です。また、改正建築設計標準のガイドラインの公表後に、本ガイドラインを会員の銀行へ通知する際には、会員銀行の意識を高めるため、本件要望につきましても併せて周知をさせて頂く予定です。

【東洋大学 高橋座長】

- 先ほど申し上げましたように、基本的には現行の設計標準プラスアルファで構成することになります。先ほどのグレーチングについても既に記載されているところではありますが、その他にも多く記載されている部分があると思います。

【DPI 日本会議 佐藤（聡）委員】

- 資料4の41ページについて、前回は発言させて頂きましたが、固定席を設ける場合は、半数以上可動式の椅子を設けるとして頂きたい。「半数以上」をぜひとも入れて頂きたいです。なぜかについて、もう一度説明します。今の書きぶりであれば1席動く椅子があればよいこととなります。1席しかなければ車椅子2人ではそのお店は入れません。さらにその1席が既にお客さんで埋まっていたら、それは動いてもらえない可能性があり、非常に困ります。
- 以前、ラーメン屋に行ったときのことで。その店は、半分は畳の席で、残り十数席ぐらいがカウンター席だったのですが、動く椅子がカウンターの右端と左端の2か所しかなく、他は全部固定椅子でした。車椅子の友達と2人で御飯を食べに行き、両サイドに分かれて食べるという、これは本当にせつな過ぎることになりました。半数以上は可動式の椅子にすることについて、ぜひとも盛り込んで頂きたい。
- 2点目は56ページにスロープの記述をありがとうございました。「速やかに従業員による支援により対応する」と記載頂けたのはよかったのですが、まだ若干心配なので、「常備する」と書いて頂きたいと思います。スロープがどこかに行ってしまって、大事なときに出てこないということがあり、と思いますので、「常備する」という言葉をぜひ入れて頂きたいと思います。
- 3点目は、資料7に関わることとなりますが、このガイドラインができて施行された後、新築でバリアフリー化された店舗がどのくらい出てくるかのデータを取って頂きたい。以前2018年から2019年に、新築の店舗について、業種ごとにどのくらいバリアフリー化されているかというデ

一タを取って頂きました。そのときは5%~十数%ぐらいだったと思いますが、それと比較して、ガイドライン策定後にしっかり広まっているのかどうかを把握をして頂き、次の施策につなげて頂きたいと思います。

【東洋大学 高橋座長】

- 御質問を3点ほど頂きました。可動席を原則の半数以上をぜひ入れてほしいということ、現行では原則として可動式の椅子というのではちょっと弱いという御指摘、スロープの常備、フォローアップについてです。

【事務局（国土交通省）】

- 可動席を半数以上については、今後、高橋先生と継続して協議させて頂いて表現を検討します。また、優良事例や店舗の全体の計画図で半数以上あるという例を掲載していきたいと考えております。
- スロープ常備についても検討していきたいと考えております。
- フォローアップの件については、また後ほど資料7で御説明させて頂きます。

【東洋大学 高橋座長】

- 恐らく固定席については、一部のファミレスなどで本当に固定席だけしかないものと、小規模のラーメン店などのカウンタータイプのものなどに限られるかと思えます。どちらかといえば、小規模ゆえフリースペースが取れることのほうが店舗にとってはよいのではないかと考えます。記述については事務局とも検討させて頂きたいと思います。
- 他にございますでしょうか。また後ほど全体を見渡して頂きながら、追加の御質問をお願いをしたいと思えます。
- それでは、設計事例の紹介について資料5を簡単に御説明お願いします。

(4) 設計事例の紹介について

—資料5

● 資料5 設計事例の紹介について

- ・ 資料5については、事務局（国土交通省住宅局建築指導課 飯田補佐）より概要説明。

【東洋大学 高橋座長】

- (4)設計事例の紹介についてご説明頂きました。それでは、これまでの資料2以降につきまして、設計事例も含めまして、御発言を頂ければと思います。

【日本医師会 江澤委員】

- 資料4の42ページのテーブルの高さ等で、利用者の特性や体格等を考慮すると記載頂き、ありがとうございます。
- 資料4の61ページのソフトサービスについて、今後は急増する認知症の方についても対応を図ったほうがよろしいのではないかというのが意見になります。
- 最後にもう1点、現場にどのくらいのニーズがあるかというニーズ調査と、要介護者のご本人や、障害者あるいは介助者の意見や感想なども収集しながら、今後も進めて頂ければありがたいと思っております。

【東洋大学 高橋座長】

- 認知症の対応について、現状で書ける範囲につきまして少し検討しながら、事務局と相談して記載できればと思います。

【日本建材・住宅設備産業協会 加藤委員（代理安達）】

- 先ほど「細かい話」という事務局の発言がありましたが、我々メーカーとしては、設備機器に人がぶつからないように、また設備機器が壊れないようにと、日々、安心安全な空間を作ろうと思って取り組んでおりますので、「細かい話」という御発言は撤回頂ければと思います。
- ただ、ガイドラインの中身に関しては、非常に細かい話になりますので、我々というよりは、設計者や自治体の委員の皆様の意見を頂きながら、よりよい内容にして頂ければと思っております。

【東洋大学 高橋座長】

- 安達委員代理から御指摘されたことについては十分承知した上で取りまとめているので、御心配なさらないで頂ければと思います。
- それでは、時間も来ましたので、これで全体の議事については終了させて頂きたいと思っております。

【事務局（国土交通省）】

- 今後のスケジュールについて、本日の検討会で頂いた御意見を踏まえ、建築設計標準について来月からパブリックコメントを開始させて頂き、パブリックコメントの御意見も含めて、3月に改定、公表する予定です。
- 最後に事務局からのお願いになります。本日の検討会で頂いた御意見や追加の御意見の内容を踏まえ、最終的な取りまとめにつきましては、ここにいらっしゃる座長の高橋先生に御一任頂きたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

【東洋大学 高橋座長】

- 皆様よろしいでしょうか。追加の意見照会もありますが、最終的な取りまとめにつきまして、座長のほうに御一任頂ければと思います。
(「異議なし」の声あり)
- ありがとうございます。それでは、座長一任とさせて頂きます。
- まだまだこれからいろいろと調整しなければいけないものがあると考えております。本日は委員の皆様から本当に貴重な御意見ありがとうございました。後ほど、追加意見についての提出について、事務局のほうから御案内があります。
- 議事の(1)から(4)につきまして終了しましたので、一旦事務局のほうにマイクを戻します。

3. その他

- 資料6 国・地方公共団体における建築物のバリアフリー化に係る支援制度の一覧表
- 資料7 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準等に係るフォローアップ会議の設置(案)について
 - ・資料6.7については、事務局(国土交通省住宅局建築指導課 飯田補佐)より概要説明。
- 資料8 追加意見の提出様式について事務局から説明。意見提出は1月14日(木)まで。

4. 挨拶

【東洋大学 高橋座長 挨拶】

- 皆様、ありがとうございます。それでは、最後の検討会になりましたので、一言御挨拶をさせて頂きます。
- 約1年弱、4回にわたり、この検討会、検討会以外につきましても活発な御意見を頂きました。改めて委員各位、委員会の運営に御協力頂きました関係団体、機関の皆様にお礼を申し上げます。
- 振り返ってみますと、建築のバリアフリーにつきましては、東京2020大会を契機に新たな発

展期を迎えていると認識しています。今、私たち一人一人が勇気を持ってそのチャンスを生かし切れるかという決断と行動の時期に直面しています。今回の設計標準の改正検討会も、その決断と行動を示したものと私自身認識して参加してまいりました。共生社会における建築のキーワードというのは、個の尊厳をベースとした分散と選択、あるいは多様性と空間の選択と言ってよいかと思えます。

- 建築はどちらかというと、これまで施設や空間を選択することが基本的にできないとされてきましたが、今日議論しましたように、小規模店舗や単位空間では選択の可能性がかなり広がってきていると思います。これは言わば、町の中にたくさんあるおいしいお店を自分の好みに応じて選択するということになります。できる限り、その方向に進めたいと考えていますが、やはり不特定多数が利用する建築物には一定の限界があります。
- 10人の方がいて、10人の方が同じように利用しやすい、満足できるということはなかなか難しいのではないかと思います。もちろん、誰1人取り残さないという基本原則を追求しながら、同時にその限界を意識して新たなバリアをつくらないということをしっかり認識しながら、持続的にバリアフリー化を推進していく必要があります。
- 資料7で御説明頂きましたが、フォローアップの事業は、とても重要なことだと私自身も賛同しております。どちらかといいますと、これまでの建築設計標準というのは、新たなシーンに対して対応してきた部分がありますが、これからの時代では、これまでの進め方について、もう一度改めて検証を行いながら評価して、そして、さらなる発展に向かうということが必要だと思います。
- 今日の議論にもありましたが、まだまだ検討すべき課題が残されています。今回の検討会につきましても、最後の取りまとめまで、さらに皆様方の御意見を頂くことがあるかと思いますが、どうかひとつよろしくをお願いします。

そして、最後になりましたが、本検討会の事務局を担って頂きました建築指導課の皆様、市浦ハウジング&プランニング、国土技術研究センターの皆様、本当にありがとうございました。これで私の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

【国土交通省住宅局 黒田審議官 挨拶】

- 審議官の黒田でございます。今年の1月に第1回の検討会及びワーキングを開催をしてから、4回にわたりまして忌憚のない御意見を頂戴いたしました。改めて御礼を申し上げます。
- 特に座長の高橋先生におかれましては、円滑な議事進行、取りまとめを頂き、心から感謝を申し上げます。ありがとうございました。
- 国土交通省としては、バリアフリー化を推進する重要な取組の1つであります、この建築設計標準の改正で、本日に至るまでのこの議論につきまして、高齢者、障害者の皆様、社会参加や外出の機会をさらに促進するため、非常に重要な議論だったというふうに考えております。
- また、来年夏には東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控えております。この建築設計標準が、事業者の方々はもとより、現場での設計に関わる方々に広く御活用頂き、全ての人々にとって使いやすい建築物の整備につながることで、これがとても重要だと考えております。
- 今後はその周知と併せまして、先ほどフォローアップ会議も御提案させて頂きましたが、引き続き委員の先生方には、また皆様方には建築分野のバリアフリー化に向けての御支援、御協力を賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

- 改めまして感謝申し上げます。ありがとうございました。

5. 閉会

以上